



保育料はこう変わる！

民主党の事業仕分けにより、保育料の国庫補助が大きく削減されました。こども手当をはじめとする多くのバラマキ行政の財源確保のために、しかし、こども手当の財源確保のために保育料の国庫補助を減らすなんていう矛盾を認めているのでしょうか。国基準と市設定の保育料との差額はそのまま地方自治体の負担であり、実質的な地方負担も増えているのです。また、保育料の値上げは一部の所得者層のみをターゲットとしたあまりに姑息な手法であり歓迎できるものではありません。国基準に準拠した結果、神戸市の保育料は他都市と比べた場合にあまりに高いものとなりました。そこに市の意思や独自性は反映されていません。もつと平等に、もつと少し安価に設定すべきです。神戸市も子育てを応援する自治体として胸を張れるような市政運営をすべきだと考えますが、みなさんはいかがでしょう。

神戸市の保育所保育料(3歳未満保育)

階層区分	階層の定義	市のこれまでの保育料	市の新しい保育料	国基準(参考)
A	生活保護世帯	¥0	¥0	¥0
B	所得税非課税世帯 市民税非課税世帯	¥5,600	¥5,600	¥9,000
C	所得税非課税世帯 市民税課税世帯	¥12,300	¥12,300	¥19,500
D1	所得税15,000円未満の世帯	¥20,300	¥20,300	¥30,000
D2	所得税15,000円以上~40,000円未満	¥24,000	¥24,000	¥30,000
D3	所得税40,000円以上~103,000円未満	¥35,600	¥35,600	¥44,500
D4	所得税103,000円以上~413,000円未満	¥49,700	¥49,700	¥61,000
D5	所得税413,000円以上~734,000円未満	¥66,000	¥66,000	¥80,000
D6(新設)	所得税734,000円以上	—	¥85,800	¥104,000

保育料は月額。第二子は半額、第三子は無料。

他政令指定都市の平成22年度保育料

横浜市(変更なし)			大阪市(赤字が変更箇所)		
区分	定義	保育料	区分	定義	保育料
A	生活保護世帯	¥0	A	生活保護世帯	¥0
B	市民税非課税世帯(上記以外の世帯)	¥3,000	B	市民税非課税世帯	¥0
C1	市民税均等割りのみ	¥6,400	C1	市民税均等割りのみ	¥7,800
C2	市民税所得割10,000円未満	¥7,800	C2	市民税所得割6,400円未満	¥9,800
C3	市民税所得割10,000円以上	¥9,500	C3	市民税所得割6,400円以上	¥11,500
D1	所得税1,500円未満	¥11,900	D1	所得税800円未満	¥13,500
D2	所得税15,000円以上~7,500円未満	¥13,700	D2	所得税800円以上~4,200円未満	¥15,200
D3	所得税7,500円以上~15,000円未満	¥15,500	D3	所得税4,200円以上~8,500円未満	¥17,800
D4	所得税15,000円以上~30,000円未満	¥19,100	D4	所得税8,500円以上~25,000円未満	¥21,000
D5	所得税30,000円以上~45,000円未満	¥23,600	D5	所得税25,000円以上~40,000円未満	¥24,400
D6	所得税45,000円以上~60,000円未満	¥27,600	D6	所得税40,000円以上~55,000円未満	¥27,800
D7	所得税60,000円以上~75,000円未満	¥32,400	D7	所得税70,000円以上~103,000円未満	¥32,200
D8	所得税75,000円以上~90,000円未満	¥36,100	D8	所得税103,000円以上~183,000円未満	¥38,900
D9	所得税90,000円以上~113,000円未満	¥39,600	D9	所得税113,000円以上~143,000円未満	¥44,600
D10	所得税113,000円以上~143,000円未満	¥42,600	D10	所得税143,000円以上~173,000円未満	¥48,200
D11	所得税143,000円以上~173,000円未満	¥45,400	D11	所得税173,000円以上~203,000円未満	¥50,500
D12	所得税173,000円以上~203,000円未満	¥48,100	D12	所得税203,000円以上~233,000円未満	¥56,700
D13	所得税203,000円以上~233,000円未満	¥50,800	D13	所得税233,000円以上~263,000円未満	¥59,200
D14	所得税233,000円以上~263,000円未満	¥52,800	D14	所得税263,000円以上~293,000円未満	¥63,400
D15	所得税263,000円以上~293,000円未満	¥54,400	D15	所得税293,000円以上	¥68,100
D16	所得税293,000円以上~323,000円未満	¥55,900			
D17	所得税323,000円以上~353,000円未満	¥57,400			
D18	所得税353,000円以上~443,000円未満	¥59,700			
D19	所得税443,000円以上~703,000円未満	¥61,000			
D20	所得税703,000円以上	¥62,500			

その他の政令市の保育料についてはblog「ハシケン30歳の私見」をご参照ください。

予算特別委員会 保健福祉局

①敬老バスについて

2年前の本会議で大紛糾した敬老優待乗車制度であるが、当局が提案された激変緩和期間が本年9月末日をもって終了する。当時の議事録を読み返すと、会派を問わず制度の変更はあまりにも時期尚早であり、議会市民を巻き込んだ議論が必要だ、という主張ばかりであった。超高齢化社会を迎えるにあたり従前の制度はいずれ破たんするということは理解しており、なんらかの制度設計の変更が必要なることは間違いない。ただ、その方法が正規料金の半額を負担するという方法が正しいのかという議論は必要である。2年前、われわれは当初の市長提案に対し、「利用者の負担軽減(低所得者への対策)」「激変緩和期間の設定」を申し入れ、後者を案としては定めた対応を示していた。最終的には理解している。そこで、激変緩和期間が終了する来年度予算を審議するこの機会に、度評価検証する必要があると考える。本制度は高齢者の社会活動への参加促進の意味も込められていると伺っている。ともすれば利用者数の推移は重要な制度の評価指標の一つである。当初制度改定による利用者推移予測は15%の減少という説明であった。しかし、制度変更後の1年間では37%減少したという結果であった。さらに15%という数字はバス100円、電車通常料金の半額を負担して、たたくというケースでの予測値であり、激変緩和期間、つまりバス50円、電車小児料金の半額を負担して、たたく時点での37%減という実態は、インフルエンザなどの想定外の条件が加わったことを考慮しても、予測の誤りを指摘されても仕方がない。そこで、私は制度の定期的な評価検証を行う必要があると考える。保健福祉局として現状をどのように評価されているのか、そして激変緩和期間の終了以後、利用者の推移はどのようなものになるかと考えるが、見解を伺いたい。

■答 弁

敬老バスの利用状況は利用者負担導入前の推計の125,800人もの比で減少しているが、1日平均で約8万人もの比に利用いただいでおり、高齢者の移動支援や社会参加の促進に貢献しているものと考えている。有料化に伴って現状の評価は、制度導入当初は利用者の方の中には、ICカードのチャージに手間取るなどの例も見受けられたが、現在はほとんどの高齢者の方々に円滑に利用いただいでおり、制度が定着し、日常的にも利用しているものと考えている。

②保育所保育料改定について

また、利用者負担の導入により、今後の高齢者数の増加に応じて一定の交通事業者への収入の確保が図られ、また、市からの負担金も利用者実績に応じて配分できる仕組みをもちたことで、長期的に制度を安定的に維持継続できるものと考えている。また、利用者負担の導入により、今後の高齢者数の増加に応じて一定の交通事業者への収入の確保が図られ、また、市からの負担金も利用者実績に応じて配分できる仕組みをもちたことで、長期的に制度を安定的に維持継続できるものと考えている。また、利用者負担の導入により、今後の高齢者数の増加に応じて一定の交通事業者への収入の確保が図られ、また、市からの負担金も利用者実績に応じて配分できる仕組みをもちたことで、長期的に制度を安定的に維持継続できるものと考えている。また、利用者負担の導入により、今後の高齢者数の増加に応じて一定の交通事業者への収入の確保が図られ、また、市からの負担金も利用者実績に応じて配分できる仕組みをもちたことで、長期的に制度を安定的に維持継続できるものと考えている。

■答 弁

行政刷新会議の事業仕分けでは、評価者から「高所得者層に心配の利用者負担を求めないことは不公平である」とのコメントが寄せられ、ワーキンググループのとりまとめで、高所得者について応能負担を求める必要があると結論づけられている。高所得者層世帯の推定年収のモデルケースは共

③保育所民間移管について

代表質問でわが会派の吉田基敏議員が保育所の民間移管の検証と意義の周知を行い、受け手となる民間の存在や保育士の偏在など課題はあるが今後の民間移管方針は構築すべきであるという質問を行った。副市長は現在の厳しい財政状況の中民間の力をお借りしていきたいという答弁を行ったが、厳しい財政状況のなかさらなる行政改革が求められており、具体的な数値目標や総合基本計画の方針明示が必要だと考えるがどうか。

■答 弁

既に12か所を移管し、この4月にも2か所を移管する予定である。また、私立保育園による経営運営を行う保育所として、23年度に1か所、24年度に1か所、25年度に2か所、26年度に1か所、さらに近隣の民間保育園等の受入れを前提に24年度末に閉所する1か所の計6か所について、現在それぞれ取り組みを進めているところである。公立保育所については、昭和40年代から50年代に建築されたものが多く、老朽化が進んでいる建物も少なくないことから、耐震の問題や老朽化等により、今後、建替えや大規模改修等が必要となる保育所も出てくるものと考えられて、できるだけ既存施設のメンテナンス等と対応していくことも必要であると考えている。数値目標は現状と比較的移管の数が多いときは数値目標は立てやすいが、数が減ってくると立地条件、ニーズ、民間法人の進出が早いところなど、様々な要素がある。例えば民間移管をするのに応募をしたところは3つの法人だけしか応募できなかったところや、6法が応募してきたところもあったり、様々である。保育所の需要がどうか、将来民間の保育所の経営がうまくいくかどうかなど色々な観点から検討されて応募してくる。このよ

④介護予防について

介護予防事業のうち介護予防型デイサービスについて質問する。平成18年度より特定高齢者は介護予防サービスを利用できることとなり、運動器の機能向上(栄養改善)・口腔機能の向上(介護予防プログラム)を用意された。平成20年度は18,766人が移行率を抑制すべく、これらのプログラムへの参加を促された。しかし、同じく平成20年度の介護予防プログラムへの参加者は、運動器の機能向上(2,140人)・延(4,444人)・栄養改善(2,991人)・口腔機能の向上(1,111人)(602人)と、前年度と比較すれば絶対数は増えているものの特定高齢者数から見れば非常に小さな事業となってしまう。

■答 弁

介護予防の必要性を理解してもらうため、平成20年度から介護予防知識周知教室を開催している。今年度は全区で計10回の開催を予定しており、来年度については開催回数を増やし、周知に努めていきたい。兵庫県柔道整復師会が高齢者を対象に介護予防教室を開催されていることは知っているところである。介護予防事業は、地域と連携して利用者のニーズをふまえるながら継続的に実施していく必要があることから、今後もそのような取り組みも含め、いろいろな団体や他都市の取り組みも参考にしながら、より効果的なサービスのあり方を検討していきたい。

⑤休日歯科診療所について

休日歯科診療所については、現在兵庫県の補助金を出して兵庫県歯科医師会が休日の歯科診療を行ってきた。しかし、昨年度より補助割合が県市逆転し、今後県も補助金を廃止し、県歯科医師会も休日歯科診療を行わないことが明らかになった。そもそも他の自治体では、基礎自治体である市町村が休日歯科診療所の設置を行っており、財政難の中、兵庫県もそれにならうものだと理解しているところである。つまり、今後は神戸市が休日歯科診療所の設置について考えていかなければならないが、現時点において誰が、どこでどの予算規模で行っていくのが全く見えてこない。現在の進捗と今後の見込みについて伺いたい。

■答 弁

休日歯科については、現在兵庫県の補助金を出して兵庫県歯科医師会が休日の歯科診療を行ってきた。しかし、昨年度より補助割合が県市逆転し、今後県も補助金を廃止し、県歯科医師会も休日歯科診療を行わないことが明らかになった。そもそも他の自治体では、基礎自治体である市町村が休日歯科診療所の設置を行っており、財政難の中、兵庫県もそれにならうものだと理解しているところである。つまり、今後は神戸市が休日歯科診療所の設置について考えていかなければならないが、現時点において誰が、どこでどの予算規模で行っていくのが全く見えてこない。現在の進捗と今後の見込みについて伺いたい。